

令和元年6月19日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17284

研究課題名(和文) 米国における障害児の養子縁組の制度化に関する理論的研究

研究課題名(英文) A Theoretical Study on the Institutionalization of the Adoption of Children with Disabilities in the United States

研究代表者

吉田 一史美 (YOSHIDA, Kashimi)

日本大学・生物資源科学部・講師

研究者番号：80736869

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は「障害児の養子縁組」を現在の日本の養子縁組の制度的、規範的な限界点の一つと仮定し、これを克服する議論の基盤を構築するため、米国を事例に障害児の養子縁組に関わる制度化とその理論を考察することを目的とした。米国の養子縁組制度は、宗教的背景や児童福祉の概念を主軸に、マイノリティの人権や福祉をめぐる社会問題と運動して発展してきた。米国におけるフェミニズムや障害者運動の言説では、女性自身の自律性と自由の原則のもとで、障害児を産む選択を可能にするような社会システムや政策の実施が求められている。本研究は今後も継続され、成果の発表が行われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本の養子縁組仲介の法的整備、乳児院収容児や障害年長児の家庭養育、障害のある胎児の選択的中絶をめぐる制度的、規範的議論の枠組をつくる。障害児・者に関する国内の現在の先行研究は、「出生」「受容」「教育」「自立」が主要なテーマとなってきた。これに対して本研究は、「親が養育できない障害児」という最もヴァルネラビリティの高い存在を、日米の社会と福祉がいかに処遇してきたのかを国際比較の文脈で明らかにする。

研究成果の概要(英文)：This study focuses on the adoption of children with disabilities which has largely been absent in the Japanese adoption system and norms, and considers the systems and theories in the US related to the adoption of children with disabilities. The US adoption system has been developed with a religious background and welfare-based concepts, seeking human rights and welfare for minority groups in society. Discourses of feminism and disability studies in the US claim there exists a social system and public policy that realizes women's autonomy and freedom including choices made in giving birth to children with disabilities. It is an ongoing research and its results will be published in the future.

研究分野：児童福祉 ジェンダー 生命倫理

キーワード：米国 養子縁組 障害 児童福祉 出生前診断 選択的中絶

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内

日本の児童相談所が、出生直後の乳児を養親候補に委託しない説明として、子の発達状態や病気・身体障害等の有無を確認してから委託する方針を挙げていることは、従来から指摘されてきた(ヘイズ・土生 2006=2011, 鈴木 2011)。しかし、障害が明らかかな子どもの養子縁組は、乳児・幼児・年長児ともに制度化に結びついておらず、一部の民間の養子縁組仲介機関・者によって公式あるいは非公式に海外の養親のもとへ送り出されることもある。こうした事例は追跡調査が難しく、乳児の臓器売買や人身売買の危険性が指摘される(奥田ほか 2012)。

さらに、障害児の里親養育を研究する川名らによれば、肢体不自由児施設での治療・訓練終了後も実親の家庭に復帰できない子どもがおり(下記報告書) 2009年には被虐待児対策の「専門里親」の対象児に、新たに障害児が加わっている。しかし、養子縁組制度における障害児のインクルージョンに関する議論は、上記の差別的運用と犯罪の可能性の指摘にとどまり、国内の実態把握や外国法研究の双方でいまだ試みられていない。国内の児童福祉に関連する研究においては、障害児の養子縁組を制度化する必要性についての明確な理論的根拠を示すことが課題となる。

(2) 国外

養子縁組大国といわれる米国は、1980年代から障害児の養子縁組が実践され、障害児を養子に迎えた家庭への公的扶助などが制度化されており、1990年代以降その実態調査や公的扶助の妥当性に関する研究が行なわれている(Rosenthal et al., 1991; Avery and Mont, 1992)。さらに、米国の障害者差別禁止法の下で、障害のある成人が養親となる年長児の養子縁組も行なわれ、障害者の家族をもつ権利の実現が多角的に試みられている。障害のある女性および男性を含むマイノリティの子育てに関する差別と支援は、国際的にも障害学やジェンダー研究をはじめとする分野で今日的課題として挙げられており(Gould, 2012)、本研究課題に関連する重要な先行研究となる。本研究では国外の障害児の養子縁組に関する領域横断的な先行研究の蓄積から、米国をフィールドに、具体的な制度化のプロセスと理論的根拠の明確化を試みる。

文献 ◆Avery, R. J. and D. Mont, 1992, "Financial Support of Children Involved in Special Needs Adoption: A Policy Evaluation," *Journal of Policy Analysis and Management*, 11(3): 419-441. ◆Gould, S., 2010, "Normal People Can Have a Child but Disability Can't": The Experiences of Mothers with Mild Learning Disabilities Who Have Had Their Children Removed," *British Journal of Learning Disabilities*, 42: 27-37. ◆ヘイズ, P / 土生としえ, 2006=2011, 『日本の養子縁組』津崎哲雄監訳・土生としえ訳, 明石書店. ◆奥田安弘・高倉正樹・遠山清彦・鈴木博人・野田聖子, 2012, 『養子縁組あっせん: 立法試案の解説と資料』日本加除出版. ◆Rosenthal, J. A., V. Groze and G.D. Aguilar, 1991, "Adoption Outcomes for Children with Handicaps," *Child Welfare*, 70(6): 623-636. ◆鈴木博人, 2011, 「児童相談所が関与した養子縁組に関するアンケートの法的分析」『比較法雑誌』45(1): 291-301. ◆『障害のある子どもが里親家庭で育つために(障害児の里親促進のための基盤整備事業報告書)』, 2009, 日本グループホーム学会.

2. 研究の目的

「障害児の養子縁組」を現在の日本の養子縁組の制度的、規範的な限界点の一つと仮定し、これを克服する議論の基盤を構築するため、米国を事例に障害児の養子縁組に関わる制度化とその理論を考察することを目的とする。米国の児童福祉法体制における特別なニーズをもつ子どもの養子縁組の制度の変遷と課題を検討し、障害児の養子縁組に関する社会的合意と政策的意図の理論的な立脚点を明らかにした上で、ソーシャルワークの実践と課題を批判的に考察する。これらの作業を通して、新生児・乳児の養子縁組、障害児の養子縁組、障害者の生殖・家族形成に関する諸議論に通底する構造的な問題を示し、子ども・生殖・家族をめぐる福祉政策について障害児の養育に関する規範的考察を行なう。

3. 研究の方法

本研究の計画・方法は、大きく資料調査、理論研究に分けられる。資料調査については、米国の行政文書、学術論文、新聞記事、一般書から「障害児の養子縁組」に関わる記述を集めた。米国ワシントン D.C.の議会図書館等において資料収集を実施した。理論研究に関しては、英語圏の障害学、福祉学、生命倫理学等の文献の言説分析を行なった。研究期間の3年目は、国内の障害学研究の拠点の一つである立命館大学生存学研究センター(現・生存学研究所)に客員研究員として所属し、研究活動を行なった。

4. 研究成果

(1) 米国の養子縁組制度におけるマイノリティ

米国は年間約 11 万件の未成年養子縁組が成立し、そのうち約 6 万件が親族や連れ子でない他児養子縁組であり、先進諸国において最も養子縁組制度が発達している国の一つである。米国の養子縁組制度は、宗教的背景や児童福祉の概念を主軸に、マイノリティの人権や福祉をめぐる社会問題と連動して発展してきた。1950 年代から現在までの米国の養子縁組の実践を概観することで、社会的な諸規範から逸脱した存在とみなされるマイノリティ集団が、養子縁組という慣習を通していかに疎外 / 包摂されてきたのかを示した。

米国の養子縁組制度は、婚外妊娠がもつ逸脱性の強調と中絶の規制の強化が進むなかで、白人の婚外子の救済を目的にはじまった。やがて、中絶合法化、経口避妊薬の使用、シングルマザーの増加により、白人の養子候補が減少し、公民権法制定後は黒人の養子を迎える白人家庭が増加した。国内における養子縁組家族の可視化は、人種を越えた国際養子縁組の拡大へとつながった。さらに、こうした養子縁組の多様化は、障害児などの特別なニーズをもった子どもの養子縁組の可能性をひらいた。

白人少女・女性の婚外妊娠：米国では、建国後 19 世紀に入るまで、妊娠中絶は社会的に容認されていた。1820 年代以後、中絶を規制する州が現れ、19 世紀後半には米国医学会が妊娠中絶非合法化運動を開始し、1950 年代までにほとんどの州で女性の生命への危険を例外として中絶が禁止された。こうした中絶規制の強化を背景に、20 世紀初めから 1970 年代半ばまで、婚外妊娠した少女・女性を隔離して出産させる「未婚の母の家 (unmarried mothers' home)」が米国各地に存在し、宗教団体などが運営した。未婚の妊産婦はそこで数ヶ月を過ごし、子どもを養子縁組に出させられた。

白人婚外子の養子縁組：米国の養子縁組の立法は欧州諸国に先立ち、19 世紀半ばに婚外子保護を目的として諸州で制定された。しかし、従来の孤児や婚外子へのスティグマや、遺伝や血縁に基づく家族形成を理想とする規範により、養子縁組制度の利用は例外的であった。その後の近代化過程における乳幼児の生育環境への注目と良質な粉ミルクの普及により、1920 年代から不妊夫婦が養子を受け入れはじめ、1950 年代には白人の新生児養子を求めて養子縁組の仲介を待つ夫婦が増加した。

黒人の新生児・乳児の養子：1973 年にロウ対ウェイドの裁判で女性の中絶の自由が争われ合憲判決が出されたが、この時期には経口避妊薬の使用や、未婚のシングルマザーによる子どもの養育も、女性の選択肢として追求された。こうした性や生殖、ライフスタイルにかかわる 1960 年代以降の米国の文化、社会、法における変化を背景に、養子候補となる白人の健康な新生児は減少し、1975 年までに親族間を除く養子縁組は半減した。白人の新生児の減少により、養親と養子のあいだの身体的、精神的、人種的、宗教的特徴の一致はそれまでのように重視されなくなり、養子縁組の多様化がはじまった。白人夫婦が黒人の養子を家族として迎え入れることが現実的な選択肢となったのは、黒人の公民権運動と多くの米国市民がそれを支持した結果でもある。

アジア・アフリカ・ラテン系の国際養子：米国内の白人夫婦が黒人養子と家族形成を行うことで、身体的特徴が明らかに異なる親子関係が出現し、「養子縁組家族の可視化」が起きた。米国社会における非血縁家族の受容と標準化は、マルチカルチュラルリズムの台頭を背景に、1980 年代以降に外国から養子を迎える国際養子縁組の増加につながった。米国で国際養子縁組される子どもの出身国には、中国、エチオピア、グアテマラなどが含まれる。

障害児・病児の養子：米国における養子縁組の目的が、「白人の健康な赤ん坊がほしい」という不妊夫婦のニーズから、子ども自身がもつニーズにかわりはじめたのは、1970 年代である。養子縁組の目的に関して米国の連邦政府は「特別なニーズをもつ子ども (children with special needs)」を、身体的または精神的障害のある子ども、情緒障害のある子ども、6 歳以上、エスニック・マイノリティ、兄弟姉妹とともに養子縁組対象となる子どもと定義した。特別なニーズをもつ子どもの養子縁組に取り組み団体は、1970 年代半ばから登場し、1980 年には Adoption Assistance and Child Welfare Law が制定された。連邦政府の Adoption Assistance Program によって財政的な支援による養子縁組の促進が行われ、障害児を養子に迎える家庭は子どもが 18 歳もしくは 21 歳になるまで公的扶助を受けることが可能となった。1996 年には特別なニーズをもつ子どもの養子縁組件数の倍増が政策目標として掲げられ、1980 年の法律を強化するものとして、1997 年に Adoption and Safe Families Act が制定された。1990 年代には、特別なニーズのカテゴリーに、胎児性薬物中毒の子ども、AIDS を発病した子ども、母子感染した HIV 陽性の子どもが加わった。

障害者による年長児等の養子縁組：米国の養子縁組の多様性は、養子縁組で子どもを持つことが単身者や同性愛者にもひらかれており、彼らが特別なニーズを抱える子どもを養子に迎えることもある。さらに米国では、障害者も養子縁組で親になることができる。1990 年に Americans with Disabilities Act が制定され、障害による差別が禁止されたことにより、障害児の養育環境の整備が進んだだけでなく、障害者もまた養子縁組によって他児の親になること

が可能になった。

(2) 米国における出生前診断の普及

出生前診断の普及について、欧米では障害者差別の視点からの批判的議論が、日本と比較して広く展開しているとはいえない。日本では、米国の状況について、出生前診断の普及と障害者施策の拡充を並行させる「ダブルスタンダード」の論理のもと、選択的中絶は女性の中絶権の擁護として許容される傾向にあると指摘されてきた。これに対して、米国の障害者施策に障害児・者の家族形成が積極的に組み込まれていることに注目し、米国における「特別なニーズをもつ子ども」の養子縁組や成人した障害者による養子縁組が、従来のダブルスタンダードや女性と障害者の権利の対立関係にとどまらない規範形成の可能性をもつことを示した。

中絶合法化との関係

1962年のフィンクバイン事件では、サリドマイド服用妊婦が胎児の障害の可能性を理由に中絶を求めたが、米国では認められずにスウェーデンで中絶手術を受け、これによって中絶の規制緩和を求める世論が高まった。1973年には人工妊娠中絶を女性のプライバシーの権利として合憲と認めたロウ判決が出され、これ以降、中絶と並行して出生前診断（胎児診断）も普及した。このとき、米国において選択的中絶が問題化しなかった理由として、荻野美穂は女性の産む・産まないという選択権の確保が優先されたこと、松原洋子は米国における「優生学」の認識と批判の枠組みの中では問題化が困難であったことを指摘している。

フェミニズムと障害者運動

選択的中絶に関するフェミニズムと障害者運動における言説には以下のものがある。全盲の大学教授であるA・アッシュは、胎児の「奇形」「欠陥」「異常」を理由にした中絶に反対するが、出生前診断後の中絶を法律で禁止するのは、女性の身体と人生に関する自律性と選択の自由の原則に反すると述べている。障害のあるフェミニストで大学教員であるM・サクストンは、障害のある胎児を中絶する根拠は、女性運動が糾弾している女子胎児中絶選択の根拠と同じであるとした上で、女性が選択の権利を持つのなら、障害のある子を産む選択もまたその中に入れなければならないと主張している。フェミニストのB・K・ロスマンは、個々の女性の選択ではなく、その選択を構築する社会システムによるコントロールに注目する必要があると指摘し、世界障害者研究所のD・カプランは、別の政策で解決できるかもしれない社会問題を出生前スクリーニング検査で解決しようとしていると問題視する。米国では、女性自身の自律性と自由の原則のもと、障害児を産む選択を可能にするような社会システム、政策の実施が求められている。

障害児者の家族形成

米国の養子制度をめぐる規範では、障害のある子どもと「選択的」に家族形成をすることが許容・奨励される。障害や疾病のある出生児の家族形成を生親に限定せず、親が養育できない「特別なニーズをもつ子ども」を社会的に受け入れる制度を整備することは、出生前診断の普及と障害者施策の拡充をめぐる単純なダブルスタンダードにとどまらない規範形成の可能性があると考えられる。

文献 ◆Asch, A. and M. Fine, 1990[1984], "Shared Dreams: A left Perspective on Disability Rights and Reproductive Rights," M. G. Fried, ed., *From Abortion to Reproductive Freedom: Transforming a Movement*, Boston: South End Press, 233-243. カプラン, D, 1994=1996, 「障害をもつ人への影響：出生前スクリーニングと診断」K・ローゼンバーグ/E・トムソン編『女性と出生前検査：安心という名の幻想』堀内成子・飯沼和三訳, 日本アクセル・シュプリング出版, 77-95. 松原洋子, 2000, 「優生学批判の枠組みの検討」原ひろ子・根村直美編『「健康」と「ジェンダー」』お茶の水女子大学ジェンダー研究センター, 37-47. 荻野美穂, 2005, 「障害を理由とした中絶とフェミニズム：アメリカの場合、日本の場合」『思想』979: 85-111. ロスマン, B・K, 1986=2000[1996], 『母性をつくりなおす』広瀬洋子訳, 勁草書房. サクストン, M, 1984=1986, 「生まれる子と生まれない子：障害者に対する生殖技術の適用」R. アルディッティ他編『試験管の中の女』ヤンソン由美子訳, 共同通信社, 128-146.

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計 2 件)

吉田一史美、「米国の出生前診断・選択的中絶と障害児の養子縁組」、日本生命倫理学会第30回年次大会、2018年、於：京都府立医科大学（京都府）。

吉田一史美、「米国の養子縁組制度とマイノリティ」、平成30年度日本大学学部連携ポスターセッション、2018年、於：日本大学（東京都）。

〔図書〕(計 2 件)

リズ・トリンダー、ジュリア・フィースト、デイビット・ハウ著、白井千晶監訳、白井千晶・吉田一史美・由井秀樹訳、生活書院、養子縁組の再会と交流のハンドブック、2019 年、249 . (分担翻訳：第 2、6、7 章、付録).

由井秀樹編著、安藤藍・木村尚子・利光恵子・伏見裕子・松島京・吉田一史美ほか著、北樹出版、少子化社会と妊娠・出産・子育て、2017 年、168. (分担執筆：第 9 章、コラム).

6 . 研究組織

該当なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。